

裁判員裁判傍聴記

大野友也

一 はじめに

2009年11月24日の午前11時40分頃、小雨の降りしきる中、私は鹿児島地裁に到着した。この日は、鹿児島県内初の裁判員裁判が行われる日であった。私が到着したのは、ちょうど傍聴券の抽選が終わった直後で、裁判所前はメディアと傍聴席を求める人たちでごった返していた¹。裁判所の出入り口からは、傍聴券の抽選を終えたらしき人たちが大挙して出てきて、裁判所の中に入れないほどであった。

幸いにも私は、鹿児島テレビ（KTS）のスタッフの方が確保して下さった傍聴券を頂くことができ、鹿児島県内初の裁判員裁判の傍聴をすることができた²。本稿は、私がKTSのスタッフの協力を得て鹿児島県内初の裁判員裁判を傍聴した記録である³。

二 事案の概要

本件は、鹿児島県内で起きた強盗傷害事件である。以下、法廷で明らかにされた事案の概要を簡潔にまとめる⁴。

-
- 1 初日の傍聴希望者は524人に上ったという。南日本新聞2009年11月25日付朝刊25頁。しかし、この524人の大半は、メディア各社が傍聴券確保のために動員したスタッフやアルバイトであったと思われる。というのも、実際の法廷では、若干の空席が見られたからである。これは、各メディアが確保した傍聴券が、それぞれに本来必要な枚数を超えていたために生じた事態であろう。しかし、メディアの方に傍聴券を確保してもらった私（注2を参照）に、この事態を批判する資格はない。なお、後述するように、二日目・三日目の公判については、私も傍聴券を求めて並んだ。初日は、午前中に講義があったため、整理券をもらうために並ぶことができなかった。
 - 2 KTSからの依頼により、裁判初日及び判決日のKTS「スーパーニュース」にコメンテーターとして出演させて頂くこととなり、3日間通してKTSのスタッフの方から傍聴券を頂くことができた。傍聴の機会を与えてくださった記者の松崎真紀さん・加治屋潤さんをはじめ、KTSのスタッフのみなさんに感謝したい。
 - 3 以下に掲載する法廷内でのやり取りなどは、当日の私のメモに基づくものであり、必ずしも正確なものとはなっていない。なお、2009年11月25日～27日付の南日本新聞が法廷内でのやり取りなどについて詳細な報告をしているため、メモを取り切れなかった部分につき、参考にさせていただいた。

被告人の鯨坂健一氏（以下、健一氏もしくは被告人と表記）は、2009年6月25日の午後5時頃、いとこの鯨坂一範氏（以下、一範氏と表記）と共謀の上、鹿児島相互信用金庫吉野支店の営業担当A氏が集金先から出てきたところを襲い、88万円余りが入ったバッグを強奪するとともに、A氏に2週間の加療を必要とする怪我を負わせた。一範氏はその場で取り押さえられたが、健一氏は原付で逃走し、バッグに入っていた現金88万円余りのうち12万円弱をつかみ取ってバッグを捨て、その足で東京まで逃亡した。

その後、健一氏は、東京でビジネスホテルやネットカフェなどを泊り歩いた。そしてインターネットで自身の指名手配を知ったという。さらに奪った12万円弱のお金を使いきってしまい、また東京に在住していた元妻から出頭するよう促されたこともあり、7月5日に警察に出頭して逮捕され、7月24日に強盗致傷罪等で鹿児島地裁に起訴された。そして鹿児島県における裁判員裁判第一号事件となった。

三 裁判員裁判の様子

1. 第一回公判（2009年11月24日）

2009年11月24日午後1時半。ついに鹿児島県初の裁判員裁判が始まった。裁判員の選任はこの日の午前中に行われていたが、どのような人が選ばれたのか、事前の発表は一切なく、法廷に入るまでわからない状態だった。

被告人の健一氏は、裁判員よりも早く入廷しており、裁判長の指示で先に手錠と腰縄が外された。これは、被告人に対する裁判員の偏見を少しでも減らすために各地の裁判所でも講じられている措置のようである⁵。

さて、健一氏の手錠・腰縄が外され、いよいよ裁判員の入廷である。裁判員は、

4 事案については、各メディアでも詳しく報じられている。朝日新聞2009年11月24日付朝刊25頁（鹿児島版）、南日本新聞2009年11月25日付朝刊1頁など。

5 朝日新聞2009年7月25日付朝刊34頁によると、裁判官・裁判員が入廷する前に、書記官が裁判長からの指示を電話で受けて、手錠・腰縄を外し、その後に裁判官・裁判員が入廷するという措置を取ることを、最高裁と法務省で合意したという。鹿児島地裁では、裁判長が一旦入廷し、手錠・腰縄を外すよう指示していたため、この合意とはやや手順が異なる。

また、甲府地裁では、裁判官・裁判員が入廷してから手錠・腰縄を外すという従来通りの手順を弁護側が求め、その通り実施されたという。朝日新聞2009年10月23日付朝刊38頁。

傍聴席から見て、左の席から20代男性、60代女性、40代男性、30代女性、50代女性、30代男性であった⁶。また補充裁判員は3名とも女性で、30代くらいの方が1名、残りの2名は40～50代くらいの方であった。各地の裁判所では、6人とも男性のみ、もしくは女性のみというケースもあったようであるが、鹿児島の一号事件は、男女3人ずつで、年齢層も20代から60代くらいまでに分かれており、バランスのとれたものであった⁷。

裁判員裁判が開廷し、まず起訴状が朗読された。起訴内容につき、被告人である健一氏はそれを認めた。公判前整理手続でも事実に争いはなかったため、争点もほぼ事実に対する評価及び量刑であった。

続いて検察が冒頭陳述を行った。パワーポイントを使い、「これから説明すること」と題して、従来の「である調」から、「ですます調」に変えて、裁判員に語りかけるように行なわれた。モニターが検察官席・弁護人席の後ろ側上方に設置され、やや見にくいものの、傍聴席からもその内容を確認できたため、傍聴していても主張が分かりやすいものとなっていた。

検察側の主張は、おおむね以下のとおりであった。

まず、健一被告と共犯の一範氏はいとこ同士であり、毎日一緒に食事を取ったり、借金の取り立てに行ったり、事業を共同で立ち上げようとしたりと、非常に親密な関係にあった。しかし、ともに無職で収入がなく、家賃も滞納しており、金融会社などからそれぞれ100万円を超える借金があった。そこで強盗を計画した、という。

パワーポイントは、そうした関係や事件の背景を図式化し、分かりやすいものとなっていた。そうしたこともあり、裁判員らは、検察官の顔ではなく、モニターを凝視していた。

強盗をする場面の説明では、鹿児島信用金庫の職員に包丁を突き付け、出したり引いたりして威嚇した際に、その職員に切創を与えたが、それを「切創、

6 裁判終了後の記者会見において、裁判員全員が個人を特定されたくないという理由から、年齢及び職業の公表を拒否したため、年齢はあくまで外見からの推定である。裁判員の記者会見につき、南日本新聞2009年11月27日付朝刊26頁。

7 選任手続の最後はパソコンによる抽選ということなので、このようにバランスのとれた構成となったのは、偶然であろうが。

つまり切り傷」と言い換えた。裁判員に分かりやすくするため、言葉を言い換えたこの点はニュース等でも取り上げられた⁸。

そして最後に改めて量刑に際して考慮してほしいこととして、強盗の危険性、結果の重大性、計画性、実行における被告人の役割の重要性、動機に同情の余地がないこと、をパワーポイントで示して、冒頭陳述を終えた。

続いて弁護側の冒頭陳述である。弁護側も、検察側と同じようにパワーポイントを使用しての冒頭陳述であった。さらに弁護側は、被告人健一氏及び共犯者の一範氏について、全て「さん」付けで呼んだ。つまり、「健一さんは共犯の一範さんに脅されて犯行に及んだ」といった具合である。私はこれまでいくつもの裁判を傍聴してきたが、従来の刑事裁判では見られなかったものであり、非常に新鮮に感じた。このことはメディアでも注目された⁹。

弁護側からは、「重要と考えるポイント」として、以下の点が示された。健一氏が一範氏に絶対服従であったこと、一範氏が犯行を計画したこと、健一氏に被害者を傷つける意図はなかったこと、健一氏は犯行を深く反省していること、社会復帰の意思があり、加えてその際に支えてくれる人がいること、である。そして、その示されたポイントに沿って、パワーポイントを用いて主張が展開された。主張を終えた後、弁護人は裁判員らに向かって一礼した。

両者の冒頭陳述が終わった後、裁判長より公判前整理手続の内容についての確認がなされ、事実について争いはなく、主な争点が量刑であることが改めて確認された。

この時、公判が始まっておよそ25分が経過した午後2時であった¹⁰。ここで裁判長が20分の休廷を宣言した。

午後2時20分からは証拠調べである。ここで検察側から「冒陳メモ」が裁判官・裁判員に配布された。これは検察側の冒頭陳述を1枚の紙にまとめたものであり、メモ欄も設けてある旨が検察側から説明された。そして証拠調べに際

8 南日本新聞2009年11月25日付朝刊25頁。

9 同上。なお、裁判員裁判において、弁護人が被告人を「さん」付けで呼ぶのは、他にも例がある。朝日新聞2009年10月31日付朝刊29頁（静岡版）。

10 午後1時半からの開廷となっていたが、冒頭にテレビカメラの撮影が入るなどしたため、実際に裁判が始まったのは午後1時35分頃であった。

しては、これを適宜参照してほしいとされた。

そして検察側から、被害者が被害に遭った際の状況についての供述が朗読された。そしてモニターには、被害者が描いたという事件当時の状況の図がモニターに示された。これも傍聴席から見る事ができた。被害者の供述によれば、健一氏は、被害者を刺さないように包丁を出したり引いたりしていたと感じられるようであったという。そのため、被害者は、しばらくの間はお金が入ったバッグを手放さないでいたが、だんだん包丁を突き出す動きが大きくなり、恐怖のため結局バッグを手放してしまったそうである。そして、犯人を追いかけて走る際にお腹に冷たいものを感じ、犯人の一人を捕まえた時に、助けに来てくれた人から出血していることを指摘され、その時初めて出血に気づいたという。また、大きなけがをさせられるのではないかという恐怖や金融機関の営業担当者を傷つけたことについて刑務所で反省してほしいという感情を抱いている、ということであった。

そしてここで犯行に使われた包丁が示された。包丁はプラスチックの透明のケースに入れられて、裁判所書記官が手に持った状態で、裁判官と裁判員、そして補充裁判員に回覧された。回覧に際し、書記官がゆっくり歩いていたため、傍聴席からもその包丁をじっくり観察することができた。また、被害者のけがの状況として、けがをした箇所の写真や、当時着ていたシャツや肌着の写真が示された。これらの写真も傍聴席からモニターを通じて見る事ができた。

そして2時55分、ここで再び20分の休廷が宣言された。

3時15分から再開された法廷では、被告人の自白調書が朗読された。お金に困っていたことや事業に失敗したという事件の背景、犯行に至るまでの流れ、計画では一範氏が使うはずだった包丁を、現場で一範氏が受け取らず、健一氏が使わざるを得ない状況に追い込まれたこと、犯行後東京へ逃亡したが、指名手配され、お金もなくなったために出頭したといった内容であった。

検察による朗読のみであり、加えてやや長いものであったため、それまでのプレゼンに比べて単調であり、裁判員にも疲れた様子が見えた。

そして午後3時45分、この日の公判が終了した。

2. 第二回公判（11月25日）

二日目の公判は午前10時からの開廷であった。傍聴券の配布が9時10分までということで、私も8時50分頃に地裁まで行き、傍聴券の整理券であるバンドを手首に巻いてもらった。この日は、被告人質問が行われるということで、裁判員が質問をするのかどうか、質問をする場合、どのような質問をするのか、といった点にメディアの注目も集まっており、傍聴希望者は非常に大勢いた¹¹。結局、抽選に外れた私は、KTSのスタッフから傍聴券を頂いて裁判を傍聴した。

さて、被告人質問であるが、まず弁護側が主尋問を行った。弁護人は一範氏がやくざと関係を持っていることや、一範氏自身の服役経験などを聞いて、萎縮してしまった健一氏が、一範氏の言うことに従わざるを得ない状況に追い込まれての犯行であったこと、実際の強盗は一範氏が言ひだし、計画を立てたことなどを強調するための質問をテンポ良く健一氏に投げかけていった。

質問が始まって間もなくして、裁判長が「もう少しテンポを落としたりどうですか」と弁護人に注文を付けた。裁判員の人たちが、早いテンポについていけなくなることを懸念してのことであったようだ。これも、裁判員裁判を意識した訴訟指揮の一つであろう。

健一氏は、被害者宛と、被害者の勤め先である鹿児島相互信用金庫吉野支店宛に謝罪文をそれぞれ書いていた。被害者宛の謝罪文を弁護人が読みあげ、続いて鹿児島相互信用金庫宛の謝罪文も読み上げようとしたところ、裁判長が、「せっかくですから、本人に読ませたらどうですか」と促したため、健一氏自身がそれを読み上げた。裁判員全員がメモも取らず、謝罪文を読み上げる健一氏の姿を凝視していたのが印象的であった。

弁護側の被告人質問は午前11時に終わり、30分の休廷となった。

午前11時30分からは、検察側からの質問がなされた。弁護側から、共犯者の一範氏が主導し、健一氏はそれに引きずられて犯行に及んだという趣旨での質問がなされたため、検察側からは、そうではなくて、健一氏が積極的に関与し

11 この日の傍聴希望者も、多くがメディア側のスタッフやアルバイトであったと思われる。傍聴席には、初日と同じように、複数の空席が見られたからである。

たのではないか、という趣旨の質問がいくつかなされた。

検察官からの質問の後、裁判長が裁判員に対し、「質問どうですか」と促したが、すぐに休廷とされ、12時から15分間の休廷となった。再開後、左陪席・右陪席がそれぞれ質問したあと、傍聴席から見て一番右の男性の裁判員が質問をし、次のようなやり取りがなされた¹²。

裁判員「一範さんの影響が大きかったというが、一範さんとの罪の割合はどれくらいだと思っていますか？」

健一氏「(しばらく考え込んで) 半分くらいだと思います」

裁判員「一範さんに言いたいこと、思っていることがあれば教えてください」

健一氏「考えたくないですが、なぜ他の方法、選択がなかったのか聞きたい」

裁判員「今後、社会復帰しても、今以上に厳しいと思います。一範さんの影もあると思います。これにどう立ち向かっていきますか？」

健一氏「仕事をまじめにしたいと思います。そして引っ越しをしたいと思います。同じことを繰り返さないよう、強い意思を持っていきたいと思います」

このあと、裁判長からも情状に関わる質問がなされ、12時35分から14時まで休廷となった。

14時から、検察側の論告求刑がなされた。ここでも丁寧に作成されたパワーポイントが使用された。「量刑」という言葉につき、検察は「どのくらいの重さの刑が最もふさわしいかを定める」と説明し、検察側が強調したい6つの点をコンパクトにまとめ、裁判員らに示した。その6つの点とは、強盗行為が危険で執拗であったこと、結果が重大であったこと(88万円強の現金や2週間のけが)、計画性があったこと、健一氏の役割の重要性、動機に同情の余地がないこと、再犯の可能性が高いこと(元妻以外に監督者がいない、元妻と同居するかどうか不明なことなど)、である。これらの点につき、写真や図表などを用い、また弁護側の主張への反論もパワーポイントに盛り込んだ上で、懲役7年を求刑した。

12 判決公判のあとに行われた記者会見で明らかにされたことだが、この質問は、この裁判員が考えたものではなく、裁判員みんなで考えた質問を、彼が代表して行ったとのことである。南日本新聞2009年11月27日付26頁。おそらく、直前に取られた15分の休廷の間に相談がなされたのであろう。

続いて、弁護側の最終弁論がなされた。弁護人は、わざわざ裁判員らの正面にまで歩み出て、そこで弁論を行った。弁護人は、量刑は、被告人の更生を助けるためのものでもあるということを強調した。その上で、考慮すべき点として、一範氏に対する健一氏の従属性や、相手をけがさせる意図がなかったこと、前科がないことなどを訴えた。そして過去の判例には、同種事例で執行猶予がつけられたものがあることにも触れ、懲役3年6月程度が妥当であると主張した。その際、健一氏の更生のためには、長く刑務所に入れておけばいいという訳ではなく、就職のことなども考えると、早い出所が望ましい旨述べた。

最後に、裁判長が健一氏に「言いたいことがあればどうぞ」と促した。健一氏は、事件を大変後悔していること、被害者に申し訳なく思っていること、今後の更生への決意などを述べた。これで結審となった。

3. 判決公判（11月26日）

判決は、午後3時に言い渡しの予定であった。しかし、3時の少し前に法廷に入って判決を待っていたところ、裁判所職員が入ってきて「30分ほど遅れます」と告げた。判決時間が遅れる理由についての説明はなかったが、評議が長引いたためであろう¹³。

そして午後3時35分頃から判決言い渡しが行なわれた。懲役5年という判決であった。判決理由の言い渡しに際して、裁判長が、被告人健一氏を「あなた」という言葉で表現していた（例えば、「あなたが共犯者と強盗を計画し…」といった具合）のが印象的であった。判決言い渡しには裁判員も同席していた。被告人を見つめる裁判員、うつむいている裁判員と、その姿はそれぞれ異なった。私は気付かなかったが、この時、目に涙を浮かべていた裁判員もいたという¹⁴。

裁判長は、5年という刑について、「希望を持たせるためにも」と述べた。これは、弁護側の「更生のためには早期出所が望ましい」と主張が採用された

13 南日本新聞2009年11月27日付朝刊26頁によれば、評議が長引いたことが原因であるかのような裁判員のコメントが載っている。また、この裁判を傍聴していた中島宏准教授（鹿児島大学司法政策研究科）によると、書記官が、評議が長引いたためと説明したとのことである。どうやら私が聞き洩らしただけのようである。

14 南日本新聞2009年11月27日付朝刊26頁。

ということであろう。

そして最後に「分かりますかね」と判決内容が理解できたかどうかを健一氏に確認したあと、「真面目に頑張ればいいこともあります。強く希望を持って更生して下さい」と付け加え、判決言い渡しを終えた。健一氏は「ありがとうございました」と言い、一礼した。これで全ての手続きが終了した。

四 傍聴席から見た裁判員裁判の評価

以下では、裁判員裁判を傍聴して、感じたことを記しておきたい¹⁵。

1. プレゼン手法

まず、検察側・弁護側の主張の分かりやすさについてであるが、これについては、ともにパワーポイントを用い、論点を絞って、お互いの主張をしたため、非常に分かりやすいものとなっていた。パワーポイントの出来・プレゼンの技術などについては、組織的バックアップのない弁護側が不利だという評価もあったが¹⁶、鹿児島一号事件においては、そうした差を感じさせないものであった¹⁷。その理由としては、一号事件で注目が高かったこともあって弁護側もプレゼンの準備等を周到に行っただろうことに加え、本件起訴事実に争いがなく、争点もつばら量刑であったことが挙げられるだろう。今後、複雑な事案が裁判となった場合、事件捜査に初期段階から関わっている検察に比べ、一步遅れてしか事件にかかわれない弁護側が、時間が足りないことや組織的バックアップがないことなどを原因として、検察側に比べて十分な準備ができず、作成されたパワーポイントや法廷におけるプレゼン等に見劣りが生じることもありうるだろう。こうした差が量刑に反映してくるとなると¹⁸、検察官・弁護人

15 なお、注(13)でも少し触れたが、中島宏准教授には、この裁判をともに傍聴して、様々な情報を頂き、また意見交換をさせていただいた。本章での考察にもその意見交換が反映されている。記して感謝したい。

16 たとえば、後藤昭「動き始めた裁判員裁判」法セ660号(2009年)7頁、平山真理「家庭内殺人未遂事件の裁判員裁判」法セ660号(2009年)30頁など。

17 なお、中島宏准教授は、裁判員の顔を左から順に見ていくなどの技術を駆使していた検察側のプレゼンの方がよい出来であったとの評価をされていた。しかし、パワーポイントの映し出された画面に見入っていた裁判員に、こうした技術が、どれほどの効果や弁護側の技術との差をもたらしたのかはわからない。

18 裁判員裁判においては、弁護の質による差が開きやすいとするものに、村木一郎「さいたま2号事件メモ」法民444号17頁。

に求められるものが今後変わっていき、ロースクールにおける教育内容などにも影響があることが予想される。

なお、パワーポイントの出来にこだわり過ぎるのは良くないのではないか、という気もした。というのも、せっかく検察や弁護人が裁判員の前に歩み出て、裁判員に話しかけるように弁論をしても、パワーポイントで作成した資料を食い入るように見つめる裁判員が多く、彼らの顔や目を見て弁論を聞くという姿がほとんど見られなかったからである¹⁹。また、その労力が余計なところ（というと、語弊があるかもしれないが、パワーポイントはあくまで補助的なものであり、弁論が主たるものであるべきだろう）に費やされてしまうことも懸念される。

2. 被告人に対する接し方

弁護人が、被告人を「健一さん」、共犯者を「一範さん」と「さん」付けて呼んでいたことは評価したい。推定無罪の原則からすれば、裁判所で有罪が確定するまでは無罪として扱われるべきである。しかし、従来のように「被告人は」とか、共犯者を呼び捨てにするという手法は、裁判員に予断を与える可能性がある。そうしたことを踏まえれば、「さん」付けて呼ぶことは、そうした予断を排除する助けになるものと思われる。

裁判長が、被告人本人が謝罪文を読むよう提案した訴訟指揮については、裁判長が、被告人に肩入れしていると見た人もいたかもしれない。実際、私も傍聴していて、そのような印象を抱いた。しかし、刑事裁判は、被告人の罪を罰するだけではなく、被告人の更生を促す場でもある。その意味で、被告人が自ら謝罪文を読むという行為は、被告人の更生に役立つものとの見方も成り立つ。

19 この点、裁判員へ伝えたいことを伝えるためには、ホワイトボードを使用して説明する方が効果的だと主張する弁護士がいるという話も伝え聞く。また、2009年12月7日から9日までの間に行われた鹿児島県二例目の裁判員裁判（夫婦間での傷害致死事件）における弁護側最終弁論は、ホワイトボードを使用してプレゼンをしたとのことである（事件を担当した弁護人の一人である本田貴志弁護士から伺った話）。また、プレゼンソフトに頼り過ぎると、かえって印象を与えられないという傾向を感じるという指摘もある。村木・前掲注（18）17頁。

3. 時間（休廷／判決言い渡しの遅れ）

休廷・休憩の多さ・長さが気になった。初日は二度にわたり20分の休廷があり、二日目は午前中に30分間の休廷が一度、15分の休廷が一度あり、昼休みも1時間25分であった。これは裁判員の負担を軽減させるための措置であろうし、そうした配慮もうなずけるものがある²⁰。しかし、頻繁な休憩・長時間の休憩は、今回のような事実争いのない事件であればこそ可能なスケジュールではないだろうか。今後、否認事件や殺人事件が扱われるようになれば、日程的にも休廷がそれほど入れられなくなる可能性が高いし、裁判員の負担軽減のためとはいえ、休憩時間を確保するために審議時間が削られてしまつては、被告人側に不利益が大きい。

判決の言い渡しが予定より30分遅れたことも注目される。本件は、事実関係に争いがなく、争点はおそらく量刑であった。にもかかわらず、判決言い渡しが遅れたのは、量刑についての議論が当初想定されていたものよりも白熱したからであろう。本件のような事実関係に争いのない事案であっても予定より時間が延びたということを考えると、否認事件や死刑が求刑されるような事件であれば、さらに議論が白熱し、判決予定日に間に合わない可能性もあるのではないか。逆に、判決日が決まっていることを理由に、議論を打ち切る可能性もある。もしそのような事態が想定されるならば、判決日を公判前に確定してしまうのは、被告人にとって不利に働くということになりかねない。この点は、今後も議論が必要であろう²¹。

4. 裁判員からの質問

裁判員からの質問についてであるが、裁判員からなされた質問は、健一氏の罪の意識や更生の意識を問うたものである。こうした質問を、裁判官ではなく、

20 裁判員の質問をチェックするために休廷となる可能性もあることについて、五十嵐二葉「裁判員裁判の実態—『本格的に争う事件第一号』全審判を傍聴して」法民444号（2009年）24頁。また、そういった目的での休廷を評価するものとして、青木孝之「傍聴席から見た第1号事件」法セ660号（2009年）26-27頁。

21 判決日が確定していることがはらむ問題点は、弁護士からも指摘されている。「座談会 裁判員裁判の経験と課題」法セ660号16頁、坂根真也弁護士の発言。

裁判員がしたというところに、一つの「市民感覚²²」が現れたものということができよう。また、「社会復帰しても、今以上に厳しい」というのは、市民が元受刑者に厳しい目を向けるということを表しており、この点でも「市民感覚」が出ているものと言えるのではないだろうか²³。

なお、裁判員からの質問が少なかったことにつき、批判的な意見もあった²⁴。しかし、法律上、裁判員が質問をすることが義務付けられているわけではないし、そもそも、裁判官・裁判員が行うのは補充質問であって、検察官・弁護人・裁判官らが十分な質問をしていれば、質問することがなくなるということもありうる。そのため、裁判員からの質問の有無や数の多少は重要ではなからう。なお、法律のプロである裁判官が、素人である裁判員では思いつかないような質問をした後では、裁判員が「こういう質問をしなければいけないのだ」と萎縮してしまい、思っていることを素直に質問できなくなる可能性もある（もちろん、思っていることをそのまま質問すればいいというものでもないが）。そこで、裁判員からの質問を増やしたいのであれば、裁判官が質問をする前に、裁判員から先に質問をさせるという訴訟指揮もありうるのではないだろうか。

5. 判決への「市民感覚」の反映と守秘義務

最後に判決についてである。判決に「市民感覚」が反映されたのかどうかは、裁判員制度の導入の意義が問われる部分であり²⁵、その検証は不可欠である。判決に「市民感覚」が反映されたかどうかについては、私自身、複数のメディアから尋ねられた。しかし、この最も重要な部分について、「『市民感覚』が反映された」と明言することはできなかった。それは、裁判員法第9条2項・同

22 もちろん、「市民感覚」なるものがどのようなものであるかは時代・場所・市民によって異なりうるものであり、何を以て「市民感覚」と呼ぶのかについては議論の余地があろう。そのような趣旨から、本稿では「市民感覚」とカギカッコをつけて表記している。

23 もちろん、裁判官でも同様の認識を持っているだろうが、市民である裁判員から言われた方が、その事実を被告人に対して強く印象付けるのではないだろうか。

24 2009年11月26日の夕方に放送された地元のニュース番組（複数の番組を視聴したため、どの番組であったかは失念）では、「裁判員はもっと質問をすべきだ」という傍聴人のコメントが紹介されていた。また、南日本新聞2009年11月26日付朝刊28頁でも、「『他の裁判員がどんな疑問を抱いているのか分からなかった』と、物足りなさを感じたとの声も相次いだ」と報じられている。

70条で、評議に関して裁判員に守秘義務が課され、守秘義務違反には刑罰が予定されているために、その点について裁判員が触れられないからである²⁶。その守秘義務のため、裁判員の意見がどのようなものであったのか、判決のどのような部分に裁判員の意見が反映されたのかについて、外部からは知る手だてがない。実際、本件での判決言渡し後に行われた裁判員の記者会見において、記者が「評議の中で自分の意見が反映されましたか」と質問したところ、鹿児島地裁総務課長が「評議の中身に及ぶ話はできません」と制止したそうである²⁷。従って、判決への「市民感覚」の反映は外部からは検証のしようがなく、判決に「市民感覚」が反映されたのかどうかは、裁判官および裁判員だけが知りうるのみである。

裁判員の守秘義務については、すでに多くの批判があるので²⁸、ここでは多くを語らないが、裁判員への負担や、憲法第21条の表現の自由の制限という問題からだけでなく、制度の検証という面からも、この守秘義務は軽減するのが望ましいと思われる²⁹。

25 裁判員法第1条では「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」とされており、条文上は「市民感覚」の反映は謳われていない。しかし最高裁の作成した小冊子『よくわかる！裁判員制度Q&A（第2版）』（最高裁判所、2008年）4頁によれば、「裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり…」とあり、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上は、「市民感覚」が反映されることの結果として生じるものとみなされている。

26 なお、裁判官にも守秘義務は課されているが（裁判所法第75条2項）、義務違反に対する罰則はない。そのため、退官後に評議の秘密を漏らす例もある（えん罪だとして再審請求が何度もなされている袴田事件において、一番を担当した元裁判官が、無罪の心証を持っていたとメディアに告白したことは記憶に新しい）。なぜこのようなアンバランスな条文となっているのかについて、筆者が学生を連れて鹿児島地裁に見学に行った際、裁判員制度の説明をしてくださった裁判所職員に尋ねたが、「わからない」という回答であった。

また、片山義博・国谷裕子・四宮啓『ここだけは聞いておきたい裁判員裁判』（日本評論社、2009年）35-36頁でも、この裁判官と裁判員の守秘義務の違いについて批判がなされている。四宮氏によれば、立法段階でも議論になったようであるが、そのまま残されたとのことである。そのまま残された理由についての説明はなされていない。同書35頁（四宮発言）。

27 南日本新聞2009年11月27日付朝刊26頁。

28 片山他・前掲注（25）35-36頁、田邊信好『これでいいのか 裁判員制度』（文芸社、2008年）136-137頁、竹田昌弘『知る、考える 裁判員制度』（岩波書店、2008年）70-73頁など。

五 おわりに

裁判員裁判の導入に際し、私は、この制度がうまくいくのかどうか懐疑的であった。しかし、鹿児島県内初の裁判員裁判を傍聴して、実際には思った以上にスムーズに進んだこともあり、それほど心配することもないのかもしれないという思いを抱きつつある。もちろん、この制度には憲法上の疑義が存在しており³⁰、そうした疑義に対して、私も共感する部分があるため、この制度を全面的に支持するというわけではない。

だが、この制度においては、市民が、今まではニュース等で間接的にしか知りえなかった情報、例えば被告人が罪を犯すに至った背景を知ったり、あるいは、これまでほとんど考慮しなかったであろう被告人の更生、出所後の生活といった点の考慮もしたりすることとなる³¹。そうなれば、近年言われている厳罰化傾向³²にも一定の歯止めがかかるかもしれない³³。また、実際に死刑を言い渡す立場に立たされることで、死刑についての議論が一層深まるかもしれない、といった期待もできるだろう³⁴。そういう意味では、この制度を全面的に否定することもできない。今後も、この裁判員制度について、注視していきたいと思う。

※本稿脱稿後、世論調査で死刑容認が85.6%と過去最高となったとする報道に接した（南日本新聞2010年2月7日付朝刊24頁）。また、公訴時効の廃止・延長も議論されている。厳罰化傾向への流れは、しばらく続きそうである。

-
- 29 自分以外の裁判員の発言等についても自由に発表できるとなると、それをおそれた裁判員が萎縮して発言を控えてしまい、評議が十分に行えなくなる可能性もあるため、守秘義務を全廃すべきとも言えないだろう。もともと、裁判員の守秘義務は、こうした懸念に基づくものである。最高裁・前掲注（24）61-62頁。
- 30 例えば、田邊・前掲注（26）151頁以下では、特別裁判所の設置を禁じた憲法76条2項違反、裁判官の独立を保障した憲法76条3項違反、公平な裁判を受ける権利を保障した憲法32条・37条違反の3点が指摘されている。他方、合憲論を展開するものとしては、笹田栄司『私法の変容と憲法』（有斐閣、2008年）81頁以下、柳瀬昇「裁判員制度の憲法理論」法時81巻1号（2009年）62頁以下などがある。
- 31 実際に、本件で裁判員が被告人に行った質問の1つは、出所後の生活についてであった。
- 32 厳罰化傾向についての法社会学的な分析を加えたものとして、河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』（岩波書店、2004年）、浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』（光文社、2006年）などがある。
- 33 片山他・前掲注（25）、18-19頁でも、同様の期待が語られている（四宮発言）。
- 34 同様の期待を示すものとして、片山他・聞いておきたい26-29頁（片山発言、四宮発言）。他方、死刑を言い渡すという負担の大きさも問題となりうる。